

岐阜競輪場電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件名 岐阜競輪場で使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市東栄町5丁目16番地1
- (3) 供給建物 岐阜競輪場
- (4) 業種及び用途 官公庁（競輪場）

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 電気方式 交流3相3線式 1回線受電
 - イ 受電電圧（標準電圧） 6,000V
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 非常用自家発電設備 500kVA×2機（系統連系なし）
 - カ 無停電電源装置 100VA 360V 200Ah
- (2) 契約電力、予定使用電力量等
 - ア 契約電力 1,200kw
 - イ 予定使用電力量 別紙のとおり
- (3) 供給期間
令和4年12月の検針日から令和5年12月の検針日の前日まで
- (4) 電力量計
 - ア 複合計器 （財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
 - イ 検針方法 通信線設備を通じての自動検針
 - ウ 検針日 1日 午前0:00
- (5) 需給地点及び責任分界点
競輪場の構内引込第1柱上開閉器の電源側接続点
- (6) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (7) 耐雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし

3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
 - ア 1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）毎に算定する。
 - イ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）
（※基本料金が定額の場合、力率による割引等を設定しない場合を除く）
 - ウ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
 - エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
 - オ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
 - カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。
 - キ 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ク 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

- ケ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- コ 料金その他の計算における合計金額については、1円未満の端数は切り捨てる。

(2) 電気料金の請求及び支払い

- ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は(1)に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。
- イ 毎月の請求書等は書面により岐阜市競輪事業課へ送付すること。(WEBによる対応は不可)
- ウ 支払いは、納付書による入金のほか指定の口座への振込とする。

(3) 現在の供給者

中部電力パワーグリッド株式会社(新電力への切替え履歴あり)

- (4) 今回の契約を実行するため、設備改造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。
- (5) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

予定使用電力量等

供給年月		使用電力量(kWh)			
		平日 (その他季)	平日 (夏季)	休日	合計
令和4年	12月	111,900		54,200	166,100
令和5年	1月	117,800		73,500	191,300
令和5年	2月	94,300		49,600	143,900
令和5年	3月	107,500		51,300	158,800
令和5年	4月	91,900		52,200	144,100
令和5年	5月	88,300		57,300	145,600
令和5年	6月	104,200		44,800	149,000
令和5年	7月		119,300	64,900	184,200
令和5年	8月		143,900	79,800	223,700
令和5年	9月		131,700	71,500	203,200
令和5年	10月	110,500		43,900	154,400
令和5年	11月	91,900		54,900	146,800
合計		918,300	394,900	697,900	2,011,100

※ 予定契約電力は、1200kW とする。

※ 予定平均力率は、100%とする。

※ 使用電力量はいずれも予定数量であり、実際の取引においては、検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。

※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とする。